

指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力停止処分について

介護保険法第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力停止処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法 人 名	社会福祉法人ひまわり
事 業 所 名	特別養護老人ホームあさがおホール
事 業 種 別	短期入所生活介護
指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日

- 2 処分内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者の受け入れ停止 3ヶ月）
令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
- 3 処分年月日 令和7年9月11日
- 4 処分理由 介護保険法第77条第1項第6号に該当する事実があったため